平成 30 年度

中津市決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員



中 監 第 311 号 令和元年8月21日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 林 秀明

平成30年度中津市決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、平成30年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

次 目

第 1.	審	査	\mathcal{O}	対	象		1
第 2.	審	查	0)	期	間		1
第 3.	審	査	0	方	法		1
第 4.	審	查	0)	結	果		1
1.	算定	対象	会計	-			2
2.	健全	化判	断比	二率			3
	(1)	実質	赤字	2比率	<u> </u>		4
	(2)	連結	実質	赤字	比率	<u> </u>	5
	(3)	実質	公債	費比	(率		6
	(4)	将来	負担	比率	<u> </u>		7
3.	資金	不足	比率	<u>-</u>			8
	(1)	法遃	i用企	業			9
	(2)	法非	適用	企業	<u>.</u> -		9

凡 例

- 1. 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
- 2. 比率(%)は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
- 3. 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
- 4. 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分 率で表示したものである。
- 5. 符号の用法は次のとおりである。

(0、-) ……該当数値のないもの(△) ……負数又は減数

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

平成 30 年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎 となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年8月1日から令和元年8月21日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその 算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他 の関係法令(以下「関係法令」という。)に基づき算定され、適正に作成されているかを確認 するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分 会計名等 各指標の対象範囲 一般会計 一般会計 実質 般 赤字比 会 ケーブルネットワーク事業特別会計 計 特別会計 率 中津駅北土地区画整理清算事業特別会計 国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 国民健康保険事業特別会計(直診勘定) 介護保険事業特別会計(保険事業勘定) 特別会計 介護保険事業特別会計(サービス事業勘定) 公 連 実 将 駐車場事業特別会計 結 質 来 営 後期高齢者医療特別会計 実 公 負 質 事 債 水道事業会計 担 赤 法 費 滴 病院事業会計 比 業 字 資 用 比 比 率 診療所事業会計(小児救急センター) 金 率 公 会 率 営 不 公共下水道事業特別会計(公共下水道事業) 企 足 計 業 公共下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業) 会 法 比 計 非 農業集落排水事業特別会計 適 率 用 小規模集合排水事業特別会計 サイクリングターミナル事業特別会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

- ・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。
- ・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは、法適用以外の公営企業をいう。

2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%、ポイント)

区分	平成30年度	平成29年度	増減	早期健全化基準
1. 実質赤字比率	_ (△5.93)	_ (△6.88)	— (0.95)	12.20
2. 連結実質赤字比率	_ (△32.89)	_ (△33.97)	— (1.08)	17.20
3. 実質公債費比率	5.7	5.3	0.4	25.0
4. 将来負担比率	36.9	33.7	3.2	350.0

備考:実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「-」で表示した。 各比率の()内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 5.7%で、前年度に比べ 0.4 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (25.0%)を下回っている。

将来負担比率は 36.9%で、前年度に比べ 3.2 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (350.0%)を下回っている。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

実質赤字比率 = $\frac{-\text{般会計等の実質赤字額}}{\text{標 準 財 政 規 模 } 23,307,093 千円} \times 100$ = $\wedge 5.93$ (参考比率)

[実質赤字比率] (単位:%、ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率	_	_	_	12.20
(参考比率)	$(\triangle 5.93)$	(△6.88)	(0.95)	12.20

実質収支額は1,384,260 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。 参考としての比率を求めたところ△5.93%となり、前年度に比べ 0.95 ポイント悪化している。

[実質収支額] (単位:千円、%)

		区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
4.11	一般:	会計	1,370,030	1,600,492	△230,462	△14.4
一般会計等	特別	ケーブルネットワーク事業特別会計	14,230	8,470	5,760	68.0
- H1 13	会計	中津駅北土地区画整理清算事業特別会計	0	0	0	_
		合 計	1,384,260	1,608,962	△224,702	△14.0

実質収支額の3会計の合計は1,384,260千円で、前年度に比べ224,702千円(14.0%)減少している。これは主に、一般会計の実質収支額において、歳入総額の減少が歳出総額の減少を上回ったことにより230,462千円(14.4%)減少したことによるものである。

一般会計の歳入の減少は主に、公債費算入の減額及び合併算定替終了に伴う段階的縮減による普通交付税の減や、国庫支出金(生活保護費負担金、社会資本整備総合交付金等)の減によるもので、歳出の減少は主に、普通建設事業費(認定こども園の整備補助金や認定農業者規模拡大支援事業補助金、山国社会福祉センター(仮称)整備事業費や住宅建設改良事業費等)の大幅な縮減によるものである。

[標準財政規模] (単位:千円、%)

区	分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
標準税山	又入額等	12,231,853	12,202,401	29,452	0.2
普 通 交	付 税 額	9,796,650	9,878,599	△81,949	△0.8
臨時財政	汝 対 策 債	1,278,590	1,281,430	△2,840	△0.2
合	計	23,307,093	23,362,430	△55,337	△0.2

標準財政規模は前年度に比べ 55,337 千円 (0.2%)減少している。これは主に、標準税収入 額等が 29,452 千円 (0.2%)増加したものの、普通交付税額が 81,949 千円 (0.8%)減少したことによるものである。

(2)連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

連結実質赤字比率 = 全会計の実質赤字額 <u>△7,667,463 千円</u> ×100 標 準 財 政 規 模 23,307,093 千円

= △32.89 (参考比率)

[連結実質赤字比率]

(単位:%、ポイント)

EXCHANGE STOLL			,	(T) 1 / 0 / · v · 1 · v · 1 /
区 分	平成30年度	平成29年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率	_	_	_	17.20
(参考比率)	$(\triangle 32.89)$	$(\triangle 33.97)$	(1.08)	17.20

連結実質収支額等は 7,667,463 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。 参考としての比率を求めたところ \triangle 32.89%となり、前年度に比べ 1.08 ポイント悪化している。

[連結実質収支額及び資金剰余額]

(単位:千円、%)

		区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
	éп	一般会計	1,370,030	1,600,492	△230,462	△14.4
一全計	般 計等	ケーブルネットワーク事業特別会計	14,230	8,470	5,760	68.0
Δ 1	1 ,1	中津駅北土地区画整理清算事業特別会計	0	0	0	_
		国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	602,602	747,861	△145,259	△19.4
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	1,322	269	1,053	391.4
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	147,180	100,503	46,677	46.4
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	7,730	4,551	3,179	69.9
公		駐車場事業特別会計	133,438	2,594	130,844	5,044.1
当営		後期高齢者医療特別会計	4,331	14,831	△10,500	$\triangle 70.8$
事		水道事業会計	1,358,808	1,355,883	2,925	0.2
業	公	病院事業会計	3,681,217	4,032,951	△351,734	△8.7
会計	営	診療所事業会計(小児救急センター)	11,186	5,622	5,564	99.0
口口	企	公共下水道事業特別会計(公共下水道事業)	301,829	34,483	267,346	775.3
	業	公共下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業)	7,256	10,579	△3,323	$\triangle 31.4$
	 会 計	農業集落排水事業特別会計	26,299	19,179	7,120	37.1
	日日	小規模集合排水事業特別会計	5	31	△26	△83.9
		サイクリングターミナル事業特別会計	0	0	0	_
		合 計	7,667,463	7,938,299	△270,836	△3.4

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 270,836 千円(3.4%)減少している。これは主に、打切決算により公共下水道事業特別会計(公共下水道事業)の資金剰余額が 267,346 千円(775.3%)増加したものの、一般会計が 230,462 千円(14.4%)、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)が大分県の財政運営主体化に伴う保険財政共同安定化事業の廃止による減等により 145,259 千円(19.4%)、病院事業会計が 新病棟増築工事の建設改良費等の増により 351,734 千円(8.7%)それぞれ実質収支額等が減少したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する 繰出金などの、公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された一般財源の 標準財政規模に占める割合の過去3ヵ年の平均値をいい、公債費による財政負担の度合いを 判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる。比 率は次の算式による。

[実質公債費比率] (単位:%、ポイント)

3

E				(
区 分	平成30年度	平成29年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率(3ヵ年平均)	5.7	5.3	0.4	25.0

本年度の実質公債費比率は 5.7%で、0.4 ポイントの悪化となっている。早期健全化基準 (25.0%)は下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

[実質公債費比率算定内訳]

(単位:千円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
① 地方債の元利償還金	5,151,709	5,014,528	137,181	2.7
② 準元利償還金	1,228,190	1,204,556	23,634	2.0
③ 特定財源	606,406	584,187	22,219	3.8
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,593,428	4,616,918	△23,490	△0.5
⑤ 標準財政規模	23,307,093	23,362,430	△55,337	△0.2
分子合計(①+②)-(③+④)	1,180,065	1,017,979	162,086	15.9
分 母 合 計 (⑤-④)	18,713,665	18,745,512	△31,847	△0.2

実質公債費比率の上昇は、分母が31,847千円(0.2%)減少し、分子が162,086千円(15.9%) 増加したことによるものである。

これは主に、分母の⑤標準財政規模が55,337千円(0.2%)縮小し、分子である①地方債の元利償還金(満期一括償還分を除く)が137,181千円(2.7%)増加したためで、単年度で0.9ポイント、3ヵ年平均で0.4ポイントの悪化となっている。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

[将来負担比率]	単位:%、ポイント)			
区 分	平成30年度	平成29年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	36.9	33.7	3.2	350.0

将来負担比率は 36.9%で、前年度に比べ 3.2 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (350.0%)を下回った数値となっている。算定の内訳は次表のとおりである。

[将来負担比率算定内訳]

(単位	千I	П	0/	١
(= 1)/.	1 5	┑、	7/0	,

	項目	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
	一般会計等の地方債現在高	41,731,425	42,489,418	△757 , 993	△1.8
	債務負担行為に係る支出予定額	391,744	390,566	1,178	0.3
1	公営企業等繰入見込額	14,067,354	14,048,007	19,347	0.1
将士	組合等負担見込額	0	0	0	
来負	退職手当負担見込額	5,897,084	6,297,189	△400,105	$\triangle 6.4$
担	設立法人の負債等負担見込額	245,471	257,207	△11,736	$\triangle 4.6$
額	連結実質赤字額	0	0	0	_
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	
	計	62,333,078	63,482,387	△1,149,309	△1.8
②充	当可能基金額	9,156,071	8,707,188	448,883	5.2
③特	定財源	5,731,177	6,051,789	△320,612	$\triangle 5.3$
④地	方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	40,531,917	42,396,794	△1,864,877	$\triangle 4.4$
⑤標	準財政規模	23,307,093	23,362,430	△55,337	$\triangle 0.2$
⑥元	利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,593,428	4,616,918	△23,490	$\triangle 0.5$
	分子合計①-(②+③+④)	6,913,913	6,326,616	587,297	9.3
	分 母 合 計 ⑤-⑥	18,713,665	18,745,512	△31,847	△0.2

将来負担比率の増加は、分子が 587,297 千円(9.3%)増加し、分母が 31,847 千円(0.2%)減少したことによるものである。

分子の増加については主に、①将来負担額が一般会計等の地方債現在高や退職手当負担見 込額の減等により 1,149,309 千円(1.8%)減少したものの、分子の控除額である④地方債現 在高等に係る基準財政需要額算入見込額が交付税算入率の高い地方債現在高の減により 1,864,877 千円(4.4%)減少し分子が増加したことによるものである。

3. 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。 資金不足比率は、次のとおりである。

(単位:%、ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減	経営健全化基 準
(1) L. Y + W ^ 3	_	_	_	
(1)水 道 事 業 会 計	(△106.0)	(△105.3)	(△0.7)	
	_	_	_	
(2)病院事業会計	(△55.0)	(△61.2)	(6.2)	
(3) 疹 所 事 業 会 計	_	_	_	
(3) (小児救急センター)	(△22.3)	(△10.2)	(△12.1)	
(4) 公共下水道事業特別会計	_	_	_	
(4)(公共下水道事業)	(△58.5)	(△5.7)	(△52.8)	20.0
(5) 公共下水道事業特別会計	_	_	_	20.0
(5) (特定環境保全公共下水道事業)	$(\triangle 16.3)$	$(\triangle 20.2)$	(3.9)	
(6) 農業集落排水事業特別会計	_	_	_	
	(△39.0)	(△29.0)	(△10.0)	
(7) 小規模集合排水事業特別会計	_	_	_	
	(△0.3)	$(\triangle 2.1)$	(1.8)	
(8) サイクリングターミナル事業特別会計	_	_	_	
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	

備考:資金不足比率については赤字でないため「一」で表示した。 各比率の()内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

いずれの会計も資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

なお、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、水道事業会計が 0.7 ポイント、診療所事業会計(小児救急センター)が 12.1 ポイント、公共下水道事業特別会計(公共下水道事業)が 52.8 ポイント、農業集落排水事業特別会計が 10.0 ポイントで、悪化したものは、病院事業会計が 6.2 ポイント、公共下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業)が 3.9 ポイント、小規模集合排水事業特別会計が 1.8 ポイントである。

サイクリングターミナル事業特別会計については、資金剰余金を生じていないため算出されなかった。

比率は次の算式による。

公営企業における資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 公営企業の事業の規模

(1) 法適用企業

法適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	A 負債等 (注1)	B 算 入 地方債 (注2)	C 資産等 (注3)	D 解消可 能資金 不足額	資 金 不足額 (A+B-C-D)	事業規模
水道事業会計	212,692	0	1,571,500	0	△1,358,808	1,281,874
病院事業会計	596,308	0	4,277,525	0	△3,681,217	6,681,896
診療所事業会計(小児救急センター)	12,512	0	23,698	0	△11,186	49,970

注1:負債等=流動負債-(控除企業債等+控除未払金等+控除額+PFI建設事業費等)

注2:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

注3:資産等=流動資産-(控除財源+控除額)

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	A 歳出額	B 算 入 地方債 (注1)	C 歳入額	D 翌年度り な対す 対 き 対 き が き が た が た が た り た り た り た り た り た り た り た	資 金 不足額 A+B-(C-D)	事業規模
公共下水道事業特別会計(公共下水道事業)	1,873,176	0	2,175,005	0	△301,829	515,262
公共下水道事業特別会計 (特定環境保全 公共下水道事業)	104,949	0	112,205	0	△7,256	44,406
農業集落排水事業特別会計	325,387	0	351,686	0	△26,299	67,389
小規模集合排水事業特別会計	1,537	0	1,542	0	$\triangle 5$	1,510
サイクリングターミナル 事業特別会計	10,088	0	10,088	0	0	5,441

注1:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高